

第1回 平成29年11月22日（水）10:00～12:00

○趣 旨：「第2期高知県教育振興基本計画」における取組の強化に加え、教育機会確保法の制定により、全ての地方公共団体は夜間中学等における就学の機会の提供等の必要な措置を講ずるものとされたことを受け、本県における公立中学校夜間学級の設置に係る現状及び課題、需要の把握、運営体制等必要な事項について専門的な知見を踏まえ検討する。

○参加者（9名）

委員 長：柳林 信彦（高知大学教育学部学校教育教員養成課程教育科学コース准教授）

副委員長：時久 恵子（香美市教育長）

委 員：戸田 雅威（一般財団法人高知県人権教育研究協議会会長）

伊藤 正孝（高知県立高知東高等学校長）

刈谷 好孝（高知市立三里中学校長）

川北 恭弘（高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会会長）

弘瀬 健一郎（高知市教育委員会教育次長）

藤中 雄輔（高知県教育次長）

永野 隆史（高知県教育次長）

○内 容

①事業説明：「公立中学校夜間学級設置検討委員会」について

②委員長・副委員長選任

③事務局から：「夜間中学」についての説明、視察報告等

④協議

①「夜間中学」とは

発言者	意見の概要
委員	○各県で夜間中学の設置や運営の実際、あるいは在籍生徒の状況は違うと思うが、夜間中学に在籍する不登校の方の割合や高等学校等への進学者の状況はどのようになっているのか。また、若年者と高齢者といった年齢層の違う在学生同士の交流等について、どのような状況であるか。
事務局	◆不登校の方の夜間中学の在籍割合については数値的なデータとして明確なものはない。ただ、資料2の事例から、多くはないと思われる。先月、視察に行った東京都の中学校では、不登校の方は1名であった。また、その中学校では、修了後は高等学校への進学、就労の割合が半々であった。年齢層の違う在学生同士の交流について、運動会などの行事には、年代、国籍を問わず参加している。給食を全学級で一緒にとる学校もある。
委員	○日本の制度の場合、不登校で学校へ行かなくても中学校卒業となると思う。夜間中学に在籍する人の中に10代の義務教育未修了という方がいるのか。
事務局	◆国勢調査における回答者1,016名の年代別の内訳は明確ではない。ただ、戦後の混乱期に様々な事情により学校へ行けなかった方は、義務教育を受けることができなかったわけだが、そのような人数は相当数いる状況。 一方、現在の制度下では、不登校の生徒はいろいろな形で義務教育段階の修了証書をもっているわけで、このことを踏まえると1,016名については主に高齢の方になると思われる。10代の義務教育未修了者は明確ではないが、あったとしても極

事務局	<p>少人数であると考えられる。</p> <p>◆国勢調査における「義務教育未就学者」とは、「小学校に在学したことのない者又は小学校を中途退学した者の人数」のこと。「小学校卒業後に中学校に入学しなかった者」や「中学校を中退した者」の数は含まれていないため、実際にはもう少し多くの方が義務教育の段階で学校へ行けていないと考えられる。</p>
委員長	<p>○次回までに国勢調査の項目を確認し、高知県における夜間中学のターゲットがどのような人たちにあるのか、明らかにしてほしい。</p>

②「自主夜間中学」について

発言者	意見の概要
委員	○高知県内の自主夜間中学や識字講座等の状況について、県は情報として持っているのか。
事務局	◆関係市町に聞き取りを行っている。
委員	○その聞き取った内容には、不登校などの情報は入っているか。
事務局	◆例えば、朝倉自主夜間中学の場合、不登校学齢生徒が6名、既卒者で入学を希望した方が6名と聞いている。
委員	○朝倉の自主夜間中学は、平成8年に、地域住民の「中学校で勉強したい」という声から始まったもので、平成10年4月に自主夜間中学として設立した。公設民営として運営しており、一般の中学校のように教員が教えているというものではない。「夜間中学で勉強したい」という生徒がいれば受け入れる、とのスタンスで運営している。
委員	○朝倉自主夜間中学を設置したのは高知市で、運営しているのが民間ということか。
委員	○夜間中学が不登校の子どもの居場所にもなっているのので、施設その他は行政が支援している。ただ、不登校の子どもに対しては、適応指導教室が位置付けられているところもある。
委員長	○視察に行かれた時の資料など、さらに説明できるものがあれば提供してほしい。

③「生徒の状況」「学び直し」について

発言者	意見の概要
委員	○資料にある4校の夜間中学の事例では、各校に10歳代の生徒がいるが、そのほとんどは外国籍の方ということによいか。学齢の中学生は、居住地における当該中学校に在籍していれば卒業時に卒業証書を渡すので、夜間中学へ通えば重複して卒業証書をもらうということになるのか。中学校の課程を修了した者は、定時制・全日制の試験を受けることができるはずであり、このようなことから、夜間中学に通う日本国籍の10歳代の生徒はどのような意志をもって在籍しているのか。あるいは、新たに中学校の卒業証書はいらないが、もう一度中学校の勉強をしたいということなのか。再調査をしてほしい。
事務局	◆文花中学校では、10歳代で中学校を卒業していない生徒はほぼ外国籍である。日本国籍の方1名は、不登校で学び直しに来ているとのこと。
委員	○学び直しに対するニーズに対応することも夜間中学の設置に関して大事な方向性の1つになる。文花中学校では学び直しが可能ということか。
事務局	◆そういうことである。
委員長	○様々な理由で小学校や中学校で十分学ぶことができなかつた方が、「大人になってもっと勉強したいことがあった」と夜間中学へ通い、よく頑張ったと卒業証書进行うのは、本人のやる気につながるし、次のステップに向かうためには良いことである。視察の際にはいろいろな角度から教育委員会や学校に聞き取りを行ってほしい。

	また、夜間中学に来る人たちの学びをどのように充実させ、次へのステップとするか、ということが重要なので、その工夫に関する部分も調査してきてほしい。
--	--------------------------------------------------------------------------

④東京都墨田区立文花中学校夜間学級への視察報告について

発言者	意見の概要
委員長	○夜間中学は、多様な背景を持ち、いろいろなニーズを持っている人が入学する学校、との認識を持っておく必要がある。内容的な側面と制度的な側面から状況をつかむことが必要。
委員長	○視察校での10歳代の生徒は15歳以上か。
事務局	◆年齢までは把握していないが、前述の資料等から15歳以上との認識である。
委員	○日本語学級で学ぶことができるのは1年間とのことだが、3年間で卒業となると、1年間で必要な全ての内容を習得することに無理があるように思う。そのことについての話は、学校からあったか。
事務局	◆日本語学級で1年間学んだからといっても、すぐに日本語を十分に話せるかと言うと難しいところもある。その後、5つの習熟度別のクラスのどれかに入学することになる。いずれにしても、実態に応じた配慮は必要と考える。就学の期間は基本3年で、状況によって延長される。
委員	○日本語学級は1年間とのことだが、第1学年の在籍がゼロである。第2学年の日本語学級の方は1年目ということか。どのような入り方で、どのような学びの中で卒業していくのか。また、第3学年の日本語学級の生徒は第3学年から入ってきた生徒なのか。
事務局	◆入学時に面談をして、個々の学力を把握（国・数の調査）したうえでの入学なので、入学時に「どの学年になるのか」を判断し、振り分けている。全ての生徒が第1学年から入るわけではない。
委員	○1年で卒業もできるということか。
事務局	◆その人には第何学年の学びが必要か、を判断するので、第3学年で入学すれば1年間学習したら卒業する。
委員	○年数ではなく、学力に合った期間ということか。
事務局	◆そうなる。また、基本的に公立の中学校なので、当該学年の教科書が配付される。
事務局	◆入学にあたっては、前所属の市区町村教育委員会に、どこまで学んでいるか、問合せをする。回答が返ってくる場合と、わからない場合がある。わからない場合は、本人との面談を通して判断する。
委員長	○面談で何を聞くのか、教育課程はどうするのか、視察を通して聞いてきてほしい。